

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣費について

川崎市聴覚障害者情報文化センター（以下、当センター）は、主に川崎市内に居住する聴覚障害者、聴覚障害者団体に対して、公費による手話通訳・要約筆記派遣を業務としております。

行政、川崎市内の企業、団体等が主催する講演会、研修、会議等で手話通訳者・要約筆記者を派遣する場合は、派遣費（通訳料）をご用意いただいています。

### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣費（通訳料／1人当たり）

派遣時間	派遣費
2時間まで	8,000円
2時間を超え3時間まで	10,000円
以後、1時間毎に2,000円加算	

※派遣時間は、待ち合わせ時間から通訳終了までとします。（ただし、要約筆記の場合、機材設営、撤収に要する時間を含む）。

※手話通訳・要約筆記は、源泉徴収の対象とはなりません。また、社会福祉事業のため消費税は非課税です。（参考：国税庁ホームページ）

※当日、申請時の終了予定時間より早めに終わった場合、申請通りの請求となります。

### ② 派遣人数

原則、1時間を超える内容の場合、2名以上を派遣します（講演会等の場合は30分以上）。手話通訳・要約筆記は、話される内容を正しく聞き取り通訳する、また要約して筆記するため、集中力を必要とし、身体的、精神的に大きな負担がかかります。そのため、概ね15～20分で交代しながら行います。なお、要約筆記者の場合、情報保障手段や依頼内容等によっても派遣人数が異なりますので、詳細はご相談ください。

### ③ 交通費

・交通費は実費をお支払いください。

### ④ 支払方法

- ・お支払い頂く金額は「派遣費（通訳料）」と「交通費」の合計金額です。
- ・センターから請求書をお送りしますので、指定の銀行口座にお振り込みください。なお、振込み手数料は依頼者負担となります。

### ⑤ その他

キャンセルは前日の午後4時までにお願いします。なお、月曜日、祝祭日は当センターの休館日ですのでご注意ください。それ以降のキャンセルについては、派遣費8,000円と交通費実費をご請求いたします。

<手話通訳派遣申込書受付窓口>

○川崎市行政・公的機関の方○

川崎市聴覚障害者情報文化センター 手話通訳派遣担当

〒211-0037 川崎市中原区井田三舞町 14-16

TEL 044-798-8800 FAX 044-798-8803

○川崎市の企業・一般団体の方○

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会本部事業課

〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2

TEL 0466-27-1911 FAX 0466-27-1225

※ただし、平成 30 年 4 月末日までは川崎市聴覚障害者情報文化センターが派遣依頼、お問い合わせを含め、対応いたします。

<要約筆記派遣申込書受付窓口>

川崎市聴覚障害者情報文化センター 要約筆記派遣担当

〒211-0037 川崎市中原区井田三舞町 14-16

TEL 044-798-8800 FAX 044-798-8803